

徳山大学公立化検討業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

周南市（以下「本市」という。）では、令和元年8月6日に、学校法人徳山教育財団から「徳山大学の公立化に関する要望書」を受けたことに伴い、徳山大学が公立化することで地域貢献型の大学としてさらに発展し、本市における若者の定着や地域産業の振興とともに、本市との連携を強化し、様々な地域課題の解決を図ることにより、地方創生を実現していく可能性について検討を進めることとしている。

また、公立化にあたっては、本市の財政への将来的な影響についても分析し、持続可能な財政運営に十分に配慮される必要がある。

本業務は、こうしたことを踏まえ、既存の学部学科の改編及び新たな学部学科設置の検討、本市との政策連携の在り方、経営シミュレーションによる本市への財政負担等を調査・分析した上で、有識者による公立化検討会議を設置運営し、専門的かつ客観的な見地から検討し、公立化の方向性を決定する判断要素とすることを目的としており、そのための事業者を募集する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

徳山大学公立化検討業務

(2) 業務内容

別紙「徳山大学公立化検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

令和2年7月3日から令和3年3月31日

(4) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル

(5) 委託料

12,000,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

3. 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 参加表明書提出日時点において、令和2・3年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」の大分類「4.調査・研究（設計関係を除く）」の小分類「6.アンケート等調査・分析」または大分類「99.その他」の小分類「11.監査・コンサルティング」に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出時点で、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは

第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。)、その構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

4. スケジュール

(1)	参加表明書受付期限	令和 2 年 5 月 18 日(月) ※17 時まで(必着)
(2)	参加資格確認結果通知	令和 2 年 5 月 19 日(火) までに電子メールにて通知
(3)	質問書受付期限	令和 2 年 5 月 25 日(月) ※17 時まで(必着)
(4)	企画提案書等提出期限	令和 2 年 6 月 15 日(月) ※17 時まで(必着)
(5)	プレゼンテーション	令和 2 年 6 月 19 日(金)
(6)	審査結果通知	令和 2 年 6 月 23 日(火) 発送予定

5. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類と部数
 - ア 参加表明書 1 部
 - イ 会社等の概要が分かる資料(会社案内等)
- (2) 提出先・提出方法
周南市企画部企画課公立大学推進室へ直接持参、または郵送すること。
- (3) 提出期限
令和 2 年 4 月 30 日(木) 8 時 30 分から令和 2 年 5 月 18 日(月) 17 時まで(必着)

6. 参加資格確認結果通知

参加表明書、会社等の概要が分かる資料を提出した事業者に対し、令和 2 年 5 月 19 日(火) までに電子メールにて参加資格の確認結果を通知する。

7. 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問書を以下のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

別紙「質問書」に質問内容を記載し、FAX または電子メールにより提出すること。

(2) 提出先

周南市企画部企画課公立大学推進室

(3) 受付期限

令和 2 年 5 月 1 日(金) 8 時 30 分から令和 2 年 5 月 25 日 (月) 17 時まで(必着)

(4) 回答方法

質問受付後、随時全参加者へメールするとともに、本市ホームページで公開する。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類と部数

ア 企画提案書 表紙 1 部、正本 1 部、副本 10 部

様式、縦横の向き、ページ数は自由だが、A4 サイズとすること。A3 の折込は可。副本には、企画提案社の企業ロゴやブランド名など、企画提案社が認識できるものを記載しないこと。

イ 参考見積書 正本 1 部、副本 10 部

様式は自由とするが、正本のみに企業名及び代表者名の記載、並びに代表者印を押印すること。積算にあたっては徳山大学公立化検討業務委託仕様書「3. 業務内容」の内容ごとに行い、それぞれの項目の内訳金額を記載すること。

(2) 提出先・提出方法

周南市企画部企画課公立大学推進室へ直接持参、または郵送すること。

(3) 提出期限

令和 2 年 5 月 19 日(火) 8 時 30 分から令和 2 年 6 月 15 日 (月) 17 時まで(必着)

9. プレゼンテーション

以下のとおり、プレゼンテーションを実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施方法等を変更する場合があります。

(1) 開催予定日

令和 2 年 6 月 19 日 (金) 13 時 30 分～

(2) 開催予定場所

周南市役所 多目的室 (山口県周南市岐山通 1-1 周南市役所 1 階)

(3) 実施要領

ア 事業者の出席者は 3 人までとする。

イ プレゼンテーションの順番、時刻は、別途通知する。

ウ プレゼンテーションの時間は 1 社 50 分以内 (説明 30 分、質疑 20 分) を予定。

(4) 機材について

プロジェクター、スクリーンは本市で用意するがパソコンその他必要な物品は参加事業者が用意する。

(5) 注意点

プレゼンテーションにおいて、会社名が認識できるようなロゴや商品ブランド名などを掲出したり、口頭で説明したりしないようにすること。

10. 審査方法

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションは本市が設置する「周南市徳山大学公立化検討業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」(以下「委員会」という。)の委員が採点・審査する。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- (2) 審査委員1人当たり100点満点、審査委員6名による合計600点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。なお、各審査委員の採点の合計点で360点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。
- (3) 最低基準点以上の者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。
- (4) 審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けないこととする。
- (5) 企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立する。

11. 評価基準

企画提案書・プレゼンテーションを以下にしたがって評価する。

評価項目	評価内容	評価の視点	配点
業務の 実施体制	方針・理解度	業務の趣旨を十分に理解し、中立的かつ客観的な方針をもって業務を遂行できるか。	30点
	会社等	国または地方公共団体、学校法人等において、これまで類似の事業実績があるか。	
	人員体制	本市との打合せ等に的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務の遂行が行える体制が整えられているか。	
提案内容	調査・分析力	大学運営について、専門的な調査・分析力を有し、具体的な提案や助言を期待できるか。	65点
	人的ネットワーク	有識者検討会議の設置にあたり、大学関係者や教育関係者など幅広いネットワークを有しているか。	
	計画性	有識者会議の設置運営や資料の作成等、計画性をもって確実に業務を遂行していけるか。	
	独自提案	業務内容に加え、事業目的をより効果的に達成できるための独自の提案があるか。	
価格評価	見積価格による評価	5点×最低提案価格/提案価格 ※小数点四捨五入	5点

1 2. 結果の通知(予定)

令和2年6月23日(火)に、もっとも優れた企画提案者として選定された企画提案書の提出者に対し「特定通知書」により通知し、選定されなかった企画提案書の提出者に対しては「非特定通知書」により通知する。また、通知後に本市ホームページで、特定された受託候補者名、評価点及び選定理由を公表する。

1 3. 非特定理由の説明請求

非特定の通知を受けた参加事業者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日(ただし、休日を除く。)以内に、次により周南市長に非特定理由についての説明を求めることができる。

- (1) 様式 自由 (A4)
- (2) 提出先 周南市企画部企画課公立大学推進室
- (3) 提出方法 持参または郵送(期間内必着。郵送の場合は簡易書留)

1 4. 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

本市は、優先交渉権者を本事業に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、事業の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び契約が締結できない場合には、2番目に評価点の高い参加事業者を見積徴取の相手方として再特定するものとする。

- ア 優先交渉権者が、本要領「3. 参加資格」に掲げる要件に該当しないこととなったとき。
- イ 優先交渉権者が、特定後に本要領「15. 失格事項」のイ又はオに該当して失格となったとき。
- ウ 優先交渉権者から見積徴取の結果、契約締結ができないとき。
- エ 優先交渉権者が本事業の契約を辞退したとき。

(2) 事業の仕様及び実施条件

- ア 本事業の仕様については、別紙業務委託仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、双方協議の上、定めるものとする。
- イ 本事業の仕様決定に当たり、最優秀者に対し事業の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

1 5. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 「8. 企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 見積額が提案上限額を超えている場合

- エ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- オ その他本要領の定めに反した場合

16. その他

- (1) 参加に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出を郵送する場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、本市はその責めを負わない。
- (3) 提出された企画提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出すること。
- (4) 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書等の追加、変更はできないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等は提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。また、公表しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、参加表明書及び企画提案書等の複製、保存等を行う。
- (7) 提案者が1者のみであっても、参加資格を有する者であれば本プロポーザルを実施する。
- (8) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする
- (9) 提出書類の作成に用いる単位は、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位又は本市が認めた単位に限るものとする。
- (10) 各様式の記載欄の大きさ等については、記載量により適宜変更できるものとするが、様式の記載事項等は改変しないこと。
- (11) 各様式の記載に用いる文字のサイズは、原則として10ポイント以上とすること。ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字を除く。
- (12) 本市からの疑義照会及び追加資料
提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、本市から企画提案書等の内容についての疑義照会又は追加資料の提出を求めることができる。
- (13) 契約手続等
選定した提案者との契約手続及び契約書は、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第15号）の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

17. 担当課

担当：周南市企画部企画課公立大学推進室

住所：〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話：0834-22-8834 FAX：0834-22-8224

E-mail:kikaku@city.shunan.lg.jp